

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立檜原中学校
校長名 深 瀬 健 志

令和 7 年度教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則により、学校教育法施行規則第138条の規定に基づく特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標

開校時から掲げる本校のめざす生徒像

- 深く考え自ら学ぶ生徒
- ◎ 思いやりのある心豊かな生徒 【重点】「自他に優しく大切にする力」
- 健康でねばり強い生徒

（2）特別支援学級の教育目標

学校の教育目標に準じ、特別支援学級の教育目標を次のように設定する。

- 自分のことは自分でやろう。
- 自分でよく考え、意欲的に学習しよう。
- ◎ ルールを守り、友だちと協力して生活しよう。
- 気持ちよく体を動かそう。

（3）学校及び学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 豊かな心の育成

- ① 個別指導計画や学校生活支援シートに基づき、一人ひとりに合わせた課題や環境を設定し取り組ませることで、学校生活及び家庭生活における生活自立をめざす。
- ② 思いやり、規範意識、礼儀に重点を置き、あいさつやコミュニケーションの指導に力を入れる。
- ③ 話し合い活動のルールを徹底し、お互いを認め合いながら協力できるような環境をつくる。

イ 確かな学力の育成

一人ひとりの発達段階に応じた学習課題を設定することで、自ら取り組む姿勢を育てるとともに、基礎的・基本的な学力の定着と向上を図る。また、1人1台の学習用端末の活用方法を定着させ、学習課題を「いつでも」、「どこでも」自ら取り組める環境を整える。

ウ 健やかな体の育成

- ① 健やかな体と心を育てるため、体力の向上や安全に関する指導を計画的に行う。特にストレッチや体づくりの運動を取り入れ、体を動かすことが「楽しい」と感じられるような工夫を行う。
- ② 食育や環境教育を行い、健全な食生活や環境に配慮した生活が送れるようにする。

エ 不登校生徒への支援

不登校生徒の一人ひとりの状況を把握し、それに応じた必要な支援や学校における環境の整備を行い、全ての生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるための取組を組織的に行う。

オ いじめ防止等の取組

- ① 「いじめを許さないまち八王子条例」等を踏まえ、すべての子どもと大人が共通認識の下、協力し「いじめは、しない・させない・許さない」の徹底を図る。
- ② 「八王子市立檜原中学校いじめ防止基本方針」の下、カリキュラム・マネジメントを推進し、学校いじめ対策委員会を中心として、いじめに対する未然防止、早期発見、早期対応を図る。

カ 特別支援教育の充実

特別支援教育を充実させ、さまざまな個性をもった生徒の理解に努め、共に学び、互いに尊重し合い、助け合い、自立できるように教育支援を組織的に行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【檜原中学校グループ（檜原小、陶鎔小）】

檜原中学校グループとしての共通目標を「9年間切れ間なくつなぐ教育活動（小中一貫教育）の充実」とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、「自己の夢の実現に向け、社会の変化に主体的に対応し、豊かな心を持ち、心身ともに健全でたくましく生きる生徒」である。そのために、9年間を見通した心身の発達に応じたきめ細かな指導体制を確立し、学力向上を図るとともに、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ①学習指導要領の目標と内容を理解し、障害特性に合わせた指導方法と指導形態の研究をすすめるとともに、自立と社会参加を目標に各教科の年間指導計画に基づいて授業を改善する。
- ②八王子市版GIGAスクール構想の下、1人1台の学習用端末を活用した個別最適な学び、協働的な学びの実現のための教員研修を行い、教員の授業力向上を図ることで、生徒のICT活用力の向上を図る。
- ③あらゆる教科で1人1台の学習用端末を活用し、ワークシートの記入・提出やスライドを用いた発表、リモートでの協働学習等を行う。さらに、ドリル型学習コンテンツを活用した家庭学習に取り組ませることで生徒の能力や可能性を伸ばしていき、これからの社会に必要な力を育む。
- ④「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、生徒の実態を十分に考慮しながら、構成的グループエンカウンターや、ブレインストーミング、ロールプレイ等の手法を計画的に取り入れる。
- ⑤ソーシャルスキルトレーニングを、年間を通して計画的に行い、その場の状況に応じた言動がとれる力を育てる。特にアサーションやアンガーマネジメントのスキル向上をめざし、自立と社会参加へつなげていく。
- ⑥SDGsの趣旨を踏まえた人権教育・環境教育等について研修を行う。

イ 総合的な学習の時間

- ①高尾山や八王子市の歴史等を中心に郷土学習を行い、実際に現地を歩き自然や歴史に触れることで地域への誇りと愛着等を深めていく。
- ②各学年のテーマ、「共生（第1学年）」・「未来（第2学年）」・「文化（第3学年）」に基づき、生徒一人ひとりの実態に応じて通常の学級の授業に参加する。
- ③キャリア教育推進の場として、教科横断的な学習活動を意識し、生徒一人ひとりが主体的に課題に取り組めるようにするとともに、協働学習を通して社会性の向上もめざしていく。

ウ 特別活動

- ①学級活動では、学級における好ましい人間関係づくりや、学級内での役割分担を通して、課題をよりよく解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ②生徒会活動には、「7組委員会」を中心に、生徒の実態に応じて各委員会にも参加し、通常の学級との交流の機会を増やすとともに、集団に対する所属感や連帯感を育てる。
- ③体育大会や合唱コンクール等の学校行事では、特別支援学級としてだけではなく、全員リレーや学年合唱等を通常の学級と共同して行えるようにする。
- ④場に応じたふさわしい態度、学年・学級の一員としての協力性を意識させた上で、通常の学級の第1学年と第3学年で行われる集団宿泊の行事及び第2学年で行われる校外学習に（特別支援学級の各学年が）参加するとともに、特別支援学級としても集団宿泊的行事を実施する。

エ 自立活動

- ①「人間関係の形成」と「コミュニケーション」を重点項目とし、対人関係を構築するためのスキルアップを行う。
- ②一人ひとりの生活課題について個別指導計画と学校生活支援シートを作成し、一人ひとりに応じた指導を場面毎に分けて行う。また、家庭や諸機関との連絡を密にし、効果を高める。
- ③各教科等を合わせた指導では、生徒の実態に応じて、日常生活や生活单元等を中心に協働的な学習活動を行う。その際、各教科で行う活動に一貫性をもたせ、スモールステップや成功体験等を大切にしながら、主体性や意欲を育む。
- ④定期的に個人面談やスクールカウンセラーとの面談等の機会を設け、生徒の心理的な安定を図る。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ①「生命の尊さ」、「思いやり、感謝」を重点内容項目とし、自他ともに生命を大切にする心情や人間愛の精神を育てる。また、話し合い活動を授業の中心に置き、他者の考え方や議論に触れ、「考え、議論する道徳」を通して道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を養う。また、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展していけるように指導する。
- ②「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に「道徳授業地区公開講座」を開催し、「生命の尊さ」の授業公開とともに講演会や協議会等を実施し、生徒及び保護者、地域の共通の道徳性を育む。また、学年便りや学校ホームページで道徳教育について掲載し、小中一貫教育、家庭・地域との連携を充実させ、道徳的教育力の向上にも取り組む。

(3) キャリア教育

- ①引継ぎ指導等で「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、檜原中学校グループが一体となって生徒情報の交換や指導方針を共有化することで、生徒理解を深め、発達段階に応じたきめ細かな生活指導を行う。また、キャリア・パスポートを活用しながらキャリア教育の充実を図ることで、主体的に進路を選択し、決定できる能力を養う。
- ②学級活動、総合的な学習の時間、道徳科を含め、教科横断的な学習活動を意識し、学校の教育活動全体を通じて礼儀やマナーを指導し、人間関係・社会形成能力を高める。
- ③三者面談等を行い、生徒、保護者に向けて卒業後の進路だけではなく、5・10年後まで考えたさまざまな情報を提供し、進路選択や進路決定ができるように促す。

ア 生活指導

- ①教員・生徒・保護者が生活のきまりを共有したうえで、生徒一人ひとり実態に合わせて生活のきまりを柔軟に改善していきながら、集団生活における基本的な生活態度を考えさせ、集団の一員としての自覚を高める。
- ②「セーフティ教室」等も活用し、情報モラル教育等のSNSに関する指導を学期1回設定するとともに、危険の回避や場面に応じ自分で判断し行動できる能力を育成する。また、生徒会が作成したSNS学校ルールを活用し、生徒の意識と情報モラルの向上を図る。
- ③人との距離感やSNSなど身近なところで起きる問題が性暴力へとつながるきっかけとならないよう、『生命（いのち）の安全教育』をふまえ実態に合わせて教材を選び、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための指導を行う。

イ いじめ防止等の取組

- ①毎週月曜日に学校いじめ対策委員会を設け、いじめの状況について情報を整理し、全教員で校内の現状についての情報共有やその対応を確認する等、機動的に活用する。
- ②「特別支援教育推進委員会」や「学校いじめ対策委員会」において、いじめや不登校の状況を把握する。気になる生徒は、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに繋ぐなど、「八王子市立檜原中学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめ根絶に学校全体で組織的に取り組み、いじめの早期発見と対応や防止に努める。また、いじめ・学校生活アンケートを月1回行ったり、いじめ防止プログラム（第1学年）や、ソーシャルスキルトレーニングも含めたいじめ防止に関する授業を年間3回以上行ったりし、効果的な対応を迅速に実施するとともに、定期的に学校サポートチームの会議に状況を報告し、必要に応じて指導を仰ぐ。
- ③「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に、「生命の尊さ」の授業公開を実施し、自らの生命の大切さを自覚させるとともに、他の生命を尊重する態度を身に付けさせる。
- ④三者面談やハートフル面談や「SOSの出し方に関する教育」を踏まえ、学校の中で相談できる大人を1人は確保し、適切な援助希求行動ができるようにするなど、相談できる環境づくりや生徒の支援体制を確立する。
- ⑤「赤ちゃんふれあい事業」や「がん教育」等を通して、生と死について考え自他の生命を大切にする心情を育てる。

ウ 不登校生徒への支援等

- ①不登校生徒の一人ひとりの状況を把握し、それに応じた必要な支援や学校における環境の整備を行い、すべての生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるための取組を組織的に行う。
- ②特別支援教育推進委員会において、個票システム等も活用し、週に1回、気になる生徒への取組も含め不登校生徒の状況を把握する。必要に応じて登校支援コーディネーターを中心にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー及び子ども家庭支援センター等の外部機関と連携を図り、組織的な相談体制と機動性のある指導体制をつくる。不登校対応巡回教員や学校運営協議会と連携し、ポケットルームを開室する。
- ③不登校対策として、生徒との日々の関係づくりの上で、保護者との生活表を通したやり取り、電話連絡面談等を行い、「気になる生徒」や「不登校生徒」への対応を行う。

(5) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

ア 通常の学級、関係機関との交流

- ①校内全職員に、特別支援学級生徒の実態把握や配慮事項の共通理解を促し、交流学习や交流昼食、昼休み交流等での学習効果を相互に高められるようにする。また、集会等での講話、行事等を通じて、通常の学級の生徒や保護者に特別支援学級についての理解、啓発を行う。
- ②放課後等デイサービス等の関係機関と連携する際に、組織的かつ計画的な取組が行えるように学校生活支援シートや個別指導計画を活用する。その際に保護者の理解がすぐに得られるように、連携の重要性や個人情報取り扱い等について、保護者会や面談等の場で説明する。

イ 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

（取組1）交流会や授業体験、部活動体験といった交流を通して年少者への思いやりの気持ちや自己有用感を育成する。

（取組2）檜原中学校グループとして、檜原小・陶鎔小と合同で学力定着プロジェクトチームを発足し、各学期に1回の合同研修会、授業研究・協議会等を行い、生徒理解・学習指導・生活指導等での系統的・継続的な教育活動を実践する。

（取組3）「地域の子は地域で育てる」意識を保護者・地域の方々と共有していくために、各種ボランティアや学校公開を通して生徒の実態を知ってもらい、親しみをもってもらう。

ウ その他

- ①檜原中学校グループとしてこれからの社会に必要とされる情報活用能力の段階的向上を図るために、タイピング練習やワークシート、スライドによる発表資料の作成などの指導を計画的に行う。さらに、教員の情報活用能力に応じたミニ研修を、月に1回実施し、指導方法の工夫や改善に取り組む。
- ②檜原中学校 2020 レガシーとしてオリンピック・パラリンピック教育を行い、ポッチャを通して多様性を尊重する態度を育成する。
- ③「八王子市教育委員会 市立学校に係わる部活動の方針」に則り、部活動改革ロードマップに沿って、活動内容、活動時間を設定する。

3 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1		15	21	20	15	2	20	22	18	19	16	18	16	202
2		16	21	20	15	2	20	22	18	19	16	18	17	204
3		17	21	20	15	2	20	22	18	19	16	18	14	202
備 考		4月 入学式が4月9日のため、第1学年2日減、第2学年は1日減。 3月 卒業式が3月19日のため、第1学年1日減、第3学年は3日減。 夏季休業日 7月21日から8月27日までとする。 振替休業日を取らない土曜日の授業は7月5日。 都民の日 10月1日は授業日とする。 宿泊学習実施のため、振替休業日を取る日は10月29日とする。												

(2) 各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の年間授業時数配当表

ア 各教科（1単位時間は、50分とする。）

教科名		学年	1	2	3
各教科	国 語		0	0	0
	社 会		0	0	0
	数 学		0	0	0
	理 科		0	0	0
	音 楽		0	0	0
	美 術		0	0	0
	保 健 体 育		0	0	0
	技 術・家 庭		0	0	0
	外 国 語		0	0	0
知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	教科名	内 容	1	2	3
	国 語	漢字の読み書き、作文、百人一首、書写、文章読解、詩の暗唱、ディベートを、グループ及び一斉指導の授業形態で学習する。	115	115	115
	社 会	歴史、地理、公民についての学習を行う。	35	35	35
	数 学	四則計算、図形、小数、分数、単位等を課題別グループに分かれて学習する。	115	115	115
	理 科	生活の中の科学知識（自然、実験）を学習する。	70	70	70
	音 楽	合唱、器楽（リコーダー、ハンドベル、和楽器等）鑑賞等の学習を行う。	60	60	60
	美 術	絵画、粘土、彫像等の制作をする。	35	35	35
	保健体育	球技、水泳、陸上競技、器械運動、体づくり運動、心身の機能の発達と心の健康等を学習する。	140	140	135
	職業・家庭	自立の基礎となる技能（PC、木工、裁縫、手芸、調理）の学習を行う。	100	100	100
	外国語	アルファベット、英単語、基本文法、あいさつ等の学習を行う。	60	60	60
小 計			730	730	725

イ 特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

領 域	内 容	学 年	1	2	3
特別の教科 道徳	B- (7)「思いやり」、D- (19)「生命の尊さ」を重点項目とし、話し合い活動を中心に、社会生活での善悪の判断や、ルールを学ぶ。		35	35	35
総合的な学習の時間	郷土学習。自他の個性、将来の進路等についての学習。生徒の実態に応じて可能な限り通常の学級の授業（第1学年「共生」・第2学年「未来」・第3学年「文化」）にも参加する。		60(16)	65(16)	70(16)
特 別 活 動	行事の計画、反省等を含めた、学級での話し合いや、係活動、委員会活動等を行う。		35	35	35
自 立 活 動	教育活動全体を通して、生徒各自の課題に応じて指導する。人との関わり合いの中で協調性や、自主性を育成する。コミュニケーション能力を向上させる。		0	0	0
小 計			130(16)	135(16)	140(16)

ウ 各教科等を合わせた指導

指導の形態	内 容	学 年	1	2	3
日常生活の指導	身辺処理等の基本的な生活習慣の確立と社会の基本的なルールを学習する。		50	45	45
生活単元学習	校外学習等への取組。 宿泊学習中の身辺自立の学習を行う。		85	85	85
作業学習	清掃学習や校内実習、職場実習等の取組。		20	20	20
小 計			155	150	150

エ 年間総授業時数（ア＋イ＋ウ）

学 年	1	2	3
年 間 総 授 業 時 数	1015(16)	1015(16)	1015(16)
備 考	(ア) 1単位時間 1単位時間は50分とする。 (イ) 特別活動（生徒会活動） 生徒会活動 年間4時間に参加する。 (ウ) その他 長期休業中に位置付ける学習内容 ・ 総合的な学習の時間 第1学年 16時間 (郷土学習10時間「八王子の魅力」、進路学習6時間「身近な人の職業」) 第2学年 16時間 (郷土学習10時間「八王子の歴史」、進路学習6時間「上級学校調べ」) 第3学年 16時間 (郷土学習10時間「未来に残したい八王子」、進路学習6時間「進路先調べ」) (エ) 授業時数に位置付けない教育活動 ・ 朝読書……基本的に毎日 朝8時20分から8時30分までの10分間実施する。 ・ 長期休業中の学習教室		